

平成 25 年度税制改正に関する要望

平成 2 4 年 6 月

一般社団法人 信 託 協 会

平成25年度税制改正に関する要望

一般社団法人 信託協会

欧州における財政問題に端を発する世界的な金融不安や新興国の景気の減速など海外の経済が多く懸念材料を抱える中、わが国の経済・社会は、東日本大震災からの復興に伴う公共投資などの回復の兆しが一部に確認されつつあるものの、円高問題や産業の空洞化、本格的な少子・高齢化の進行に伴う社会保障や財政の問題といった諸課題への対応を迫られており、先行き不透明な状況にあります。

このような時代の中、持続可能で活力ある経済・社会の構築に向けて、少資源国日本における最大の資源である「人材」の育成や、世代間の資産移転を通じた経済の活性化、互いに支え合う共生社会の実現に関する取組みが求められています。

信託制度は、これまでも資産運用、財産管理・処分、資産流動化・証券化等の幅広い領域で経済・国民生活の重要なインフラとして、その機能を発揮し、平成23年度には、公益法人等への寄附を仲介する「特定寄附信託」や、後見制度を財産管理面でサポートする「後見制度支援信託」といった新しい信託商品が誕生しました。

このように新たな課題やニーズに向けて臨機応変に対応していくことは、制度の柔軟性や利便性を特長とする信託が得意とするところですが、私ども信託協会としては、今後も、信託制度を一層活用することにより、上記のような種々の社会的課題やニーズに対応し、経済・社会の活性化に向けて貢献してまいりたいと存じます。

このような認識のもと、来年度の税制改正にあたりまして、次の主要要望項目をはじめ、以下のとおり要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

主 要 要 望 項 目

1. 次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税の特例措置

祖父母等が孫等の教育資金を贈与する目的のために設定した信託について、贈与税の課税繰延など、所要の措置を講じること。

2. 特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に係る税制措置の拡充

特別障害者扶養信託について、対象となる受益者を一般障害者に拡充するなどの措置を講じること。

また、新信託法や現行の信託税制と平仄を合わせる観点から、所要の税制措置を講じること。

3. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

目 次

頁

．主要要望項目

- 1．次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税の特例措置・・・1
- 2．特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に係る税制措置の拡充・・・・・・3
- 3．企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・5

．要望項目

- 1．信託に関する税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 2．公益信託等に関する税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - 3．企業年金信託等に関する税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
 - 4．財産形成信託に関する税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
 - 5．金融・資本市場の競争力強化および国際的な取引の推進のための
税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
 - 6．経済の活性化と課税の適正化のための税制措置・・・・・・・・・・・・39
 - 7．集団投資スキームおよび不動産に関する税制措置・・・・・・・・・・・・43
- 要望項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

.主要要望項目

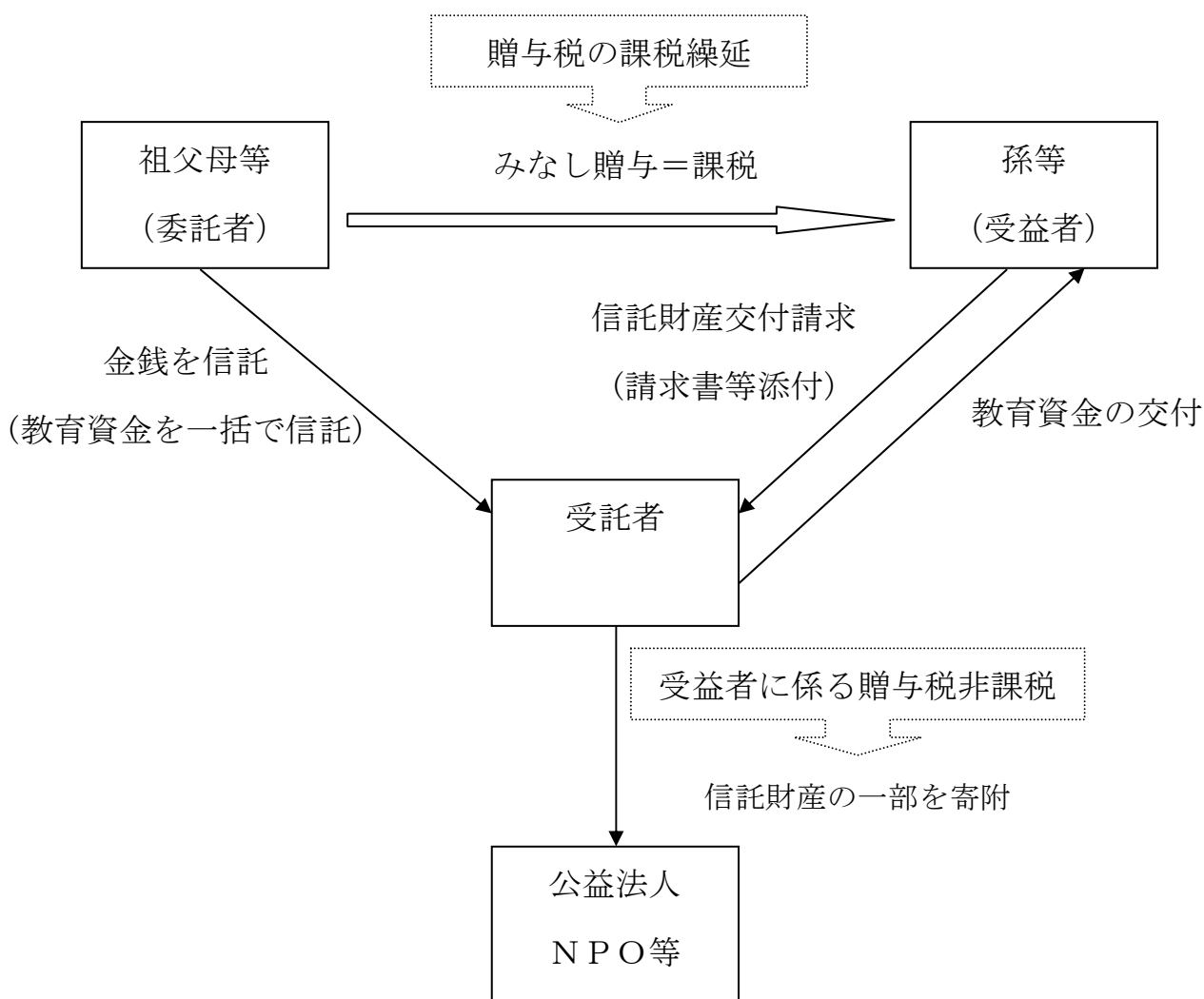
1 . 次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税の特例措置

祖父母等が孫等の教育資金を贈与する目的のために設定した信託について、贈与税の課税繰延など、所要の措置を講じること。

- (イ) グローバル化や少子高齢化の進展等により、わが国の経済・社会が大きく変化している中、持続可能で活力のある社会を実現するためには、将来を担う子どもたちに質の高い教育を受ける機会を提供し、多くの分野で厚みのある人材層を形成することが必要であると言われている。しかしながら、子育て世代が負担する教育費は、大学卒業まですべて国公立の場合で約 770 万円、すべて私立の場合で約 2,230 万円となっており、子育て世代における教育に関する経済的負担の軽減が重要な課題となっている。
- (ロ) 一方で、わが国経済にとって、デフレは過去 10 年以上にわたる大きな課題であり、経済活性化に資する施策が求められている。
- (ハ) わが国の個人金融資産に目を向けてみると、高齢者世代がその約 6 割を保有している現状にあることから、高齢者世代の資産を子育て世代における教育資金に活用できれば、人材の育成に資するとともに、教育費負担の軽減を通じて、消費性向が高い子育て世代の消費の拡大・刺激による経済活性化という効果が期待できる。
- (ニ) したがって、高齢者世代の資産を将来の教育資金目的で子育て世代への移転を促進する税制上の枠組みを設けることは、「人材の育成」や「経済活性化」に非常に有効である上、「少子化対策」にも資するものと考えられる。
- (ホ) 以上のことから、信託の機能を活用し、払い出しを教育資金に限定した信託スキームを使って孫等へ贈与を行った場合について、贈与税の課税を繰り延べる措置を講じられたい。
- (ヘ) なお、教育格差の縮小といった目的のために、教育機関や奨学金給付を行う

団体等へ信託財産の一部の寄附を義務付けることも選択肢となりえる。このような制度とする場合には、当該寄附相当額につき、受益者が自らの教育費用に使った場合と同様、贈与税非課税での払い出しを可能とする措置を講じられたい。

〔信託を活用した教育資金の贈与スキーム〕



2 . 特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に係る税制措置の拡充

特別障害者扶養信託について、対象となる受益者を一般障害者に拡充するなどの措置を講じること。また、新信託法や現行の信託税制と平仄を合わせる観点から、所要の税制措置を講じること。

- (イ) 特別障害者扶養信託（特定贈与信託）は、昭和 50 年に創設された税制上の制度であり、本制度の利用により、障害者の親族や個人篤志家から障害者本人に対して、贈与税の負担を負うことなく 6,000 万円までの財産を確実に移転することができ、また、親族等の死亡後も受託者が定期的に必要な金額を障害者に対して交付するため、安全・確実に財産を管理することができる。
- (ロ) このように、特別障害者扶養信託は「障害者への財産移転」と「財産管理」を一つの制度で両立させて生活の安定を図るものであり、障害者を子供に持つご両親が抱える所謂「親亡き後の不安」解消を図るだけでなく、地域社会等での障害者の自立した生活を支える一助ともなる制度である。
- (ハ) しかしながら、障害者に対する他の税制措置が特別障害者（重度の障害者）以外も対象としているのに対し、本制度については特別障害者に対象を限定しており、特別障害者に該当しない一般障害者については、生前贈与という選択肢を利用して生活の安定を図ることが難しいという実状にある。
- (ニ) 一方で、障害の程度に関係なく、多くのご両親が「親亡き後の不安」を抱えており、本制度の利用ニーズは非常に強い。こうした点に鑑み、多くの障害者の生活の安定に向けて、他の税制措置と平仄を合わせ、相続税法で定める「一般障害者」を当該制度の対象に加える措置を講じられたい。なお、その際の非課税限度額については、相続税法の障害者控除の例を参考に、一般障害者については、特別障害者の半額とすることが考えられる。
- (ホ) また、特別障害者扶養信託においては、他の障害者のために活用してほしいといった理由で、信託終了時の残余財産を、障害者団体や社会福祉施設等へ寄附したいというニーズが聞かれるが、現行では、このような利用を想定した制

度とはなっていない。このため、新信託法や現行の信託税制を踏まえて、所要の税制措置を講じられたい。

〔税制における障害者区分〕

	特別障害者	特別障害者以外の障害者
知的障害者	重度の知的障害者	重度の知的障害者以外の知的障害者
身体障害者	身体障害者手帳に障害等級が1級または2級であることが記載されている障害者	身体障害者手帳に障害等級が3級から6級であることが記載されている障害者
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級であることが記載されている障害者	精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級または3級であることが記載されている障害者

〔障害者に対する主な税制措置〕

特例措置	特別障害者	特別障害者以外の障害者
所得税の障害者控除	所得控除（40万円）	所得控除（27万円）
少額貯蓄の利子非課税	非課税（350万円まで）	
相続税の障害者控除	税額控除（85歳に達するまでの年数×12万円）	税額控除（85歳に達するまでの年数×6万円）
贈与税の非課税	非課税（6,000万円まで）	なし

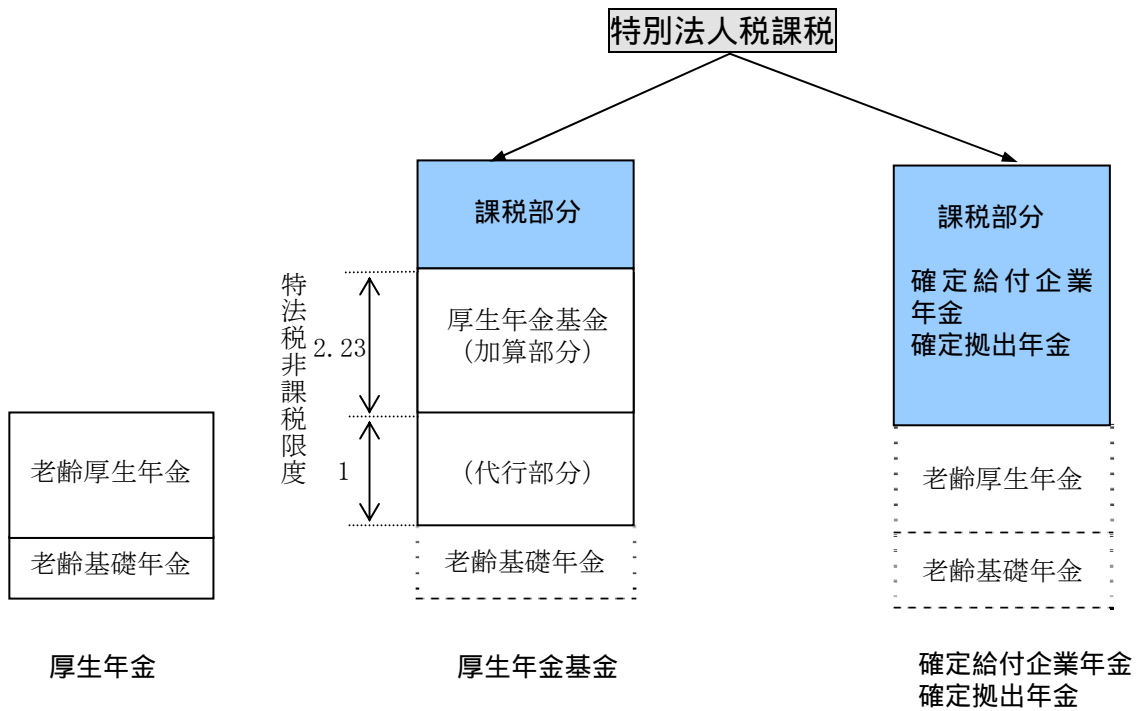
3 . 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

- (イ) 企業年金および確定拠出年金は、公的年金を補完し、国民の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、本格的な少子高齢社会を迎える中、その役割はますます高まっている。企業年金の年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示義務等を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。
- (ロ) 一方、確定給付企業年金（従業員拠出金相当分を除く）および確定拠出年金については、積立金の額に対して、厚生年金基金については、一定水準を超える部分の積立金の額に対して特別法人税を課すこととされている。この積立金に対する特別法人税の負担は重く、年金制度の健全な発展の阻害要因となりかねない。
- (ハ) さらに、平成 17 年より給付時の課税が強化されており、特別法人税が課税された場合は、運用時および給付時を合わせた全体の税負担は、従前にも増して重いものとなる。また、米国をはじめ諸外国においても積立金に課税するといった例は稀であり、国際的にも整合性を欠く。特別法人税の課税は、国民が将来にわたって安心できる年金税制を構築する上では、不適切な税制である。
- (ニ) 特別法人税については、平成 23 年度税制改正において、平成 26 年 3 月までの 3 年間の時限措置として課税を停止することとされているが、将来的に復活する可能性が残されているため、企業の年金制度の選択において不安定な要素になっており、課税停止では不十分である。公的年金の補完、国民の老後生活の維持・安定という社会的要請に応えていくため、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。

(ホ) あわせて、勤労者の安定した生活を確保するために勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金の積立金に係る特別法人税についても撤廃する措置を講じられたい。

〔特別法人税の課税対象〕



〔主要国の企業年金税制の概要〕

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

．要望項目

1．信託に関する税制措置

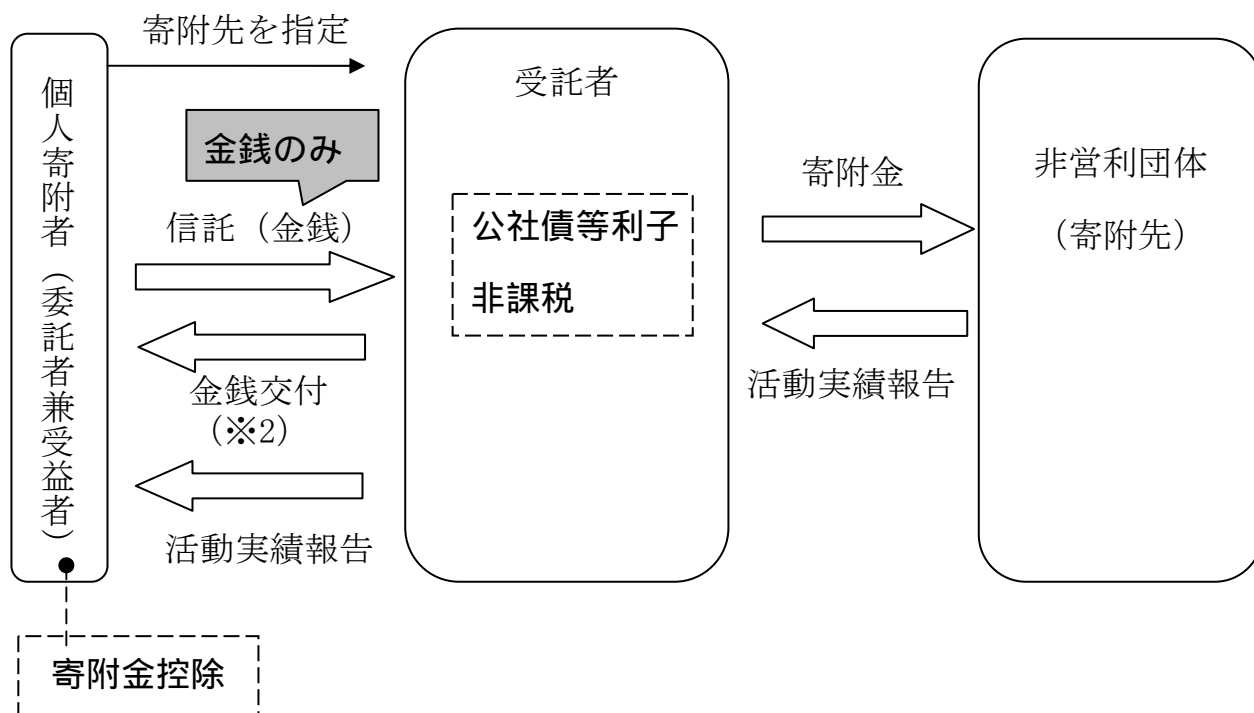
信託に関する税制について、次の措置を講じること。

(1) 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）制度について、所要の拡充措置を講じること。

- (イ) 「支え合いと活気のある社会」を作るための「新しい公共」の実現に向けて、市民や企業がその担い手となる非営利団体の活動に積極的に参加し、ともに支え合うことが重要である。そのための環境整備の一環として、平成 23 年度税制改正において、非営利団体の活動を資金面での支援と市民一人一人の寄附を後押しする観点から、寄附金税制が拡充された。
- (ロ) こうした中、米国のブランド・ギビング信託を参考に、寄附に関心のある寄附者と、寄附者のニーズに適う非営利団体を橋渡しする「寄附仲介機能」を活用して、計画的に寄附を行うことを目的とする「特定寄附信託制度」（日本版ブランド・ギビング信託）が新設された。これは、寄附者が金銭を信託し、信託元本の 3 割を上限に給付を受けつつ、毎年、委託者の意思にしたがって寄附を行う信託であり、委託者は、毎年の寄附金控除の適用に加えて、運用する公社債等の利子非課税措置を受けることができる。
- (ハ) 一方、我が国の個人寄附額は経済規模や個人金融資産額を考慮しても、20 兆円とも言われる米国の個人寄附と歴然たる格差があり、わが国において一層寄附を根付かせる意味でも、特定寄附信託制度のさらなる拡充が求められる。
- (ニ) 米国ではブランド・ギビング信託制度により、個人の寄附を促す環境が整備され、個人寄附の増加に寄与している。例えば、米国のブランド・ギビング信託の一例である「公益残余信託」は、金銭以外の財産を信託財産として受け入れ、信託において譲渡した場合においても、譲渡益を課税せず、公益活動に利用することが認められている。
- (ホ) こうした例にならい、特定寄附信託においても、金銭に限らず有価証券や不

動産等を信託し、信託内で処分した場合の譲渡益を非課税とする等、寄附を一層促進するため、所要の拡充措置を講じられたい。

〔特定寄附信託の仕組み〕(※1)



(※1) 認定NPO、公益法人等に定期的にまたは信託終了時に金銭交付される信託スキーム。委託者は寄附金について寄附金控除を受けることができる。

(※2) 信託元本の一定割合について、寄附者が受給することも可能。

(2) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じること。

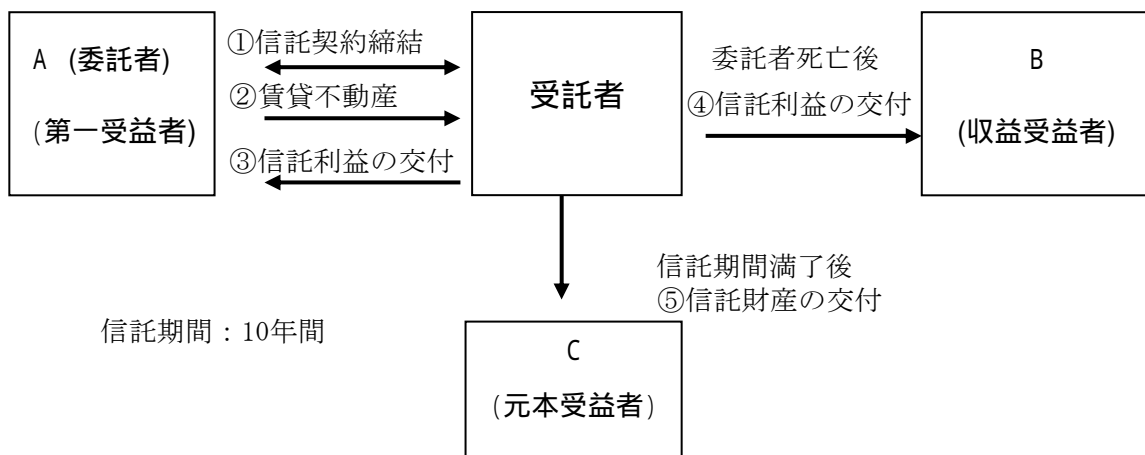
なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。

- (イ) 受益者等課税信託(不動産の信託等)については、信託の受益者は信託財産に属する資産・負債を有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益・費用は当該受益者の収益・費用とみなして課税することとされている。その上で、受益者が複数存在する場合には、信託財産に属する資産・負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益・費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとして課税することとされている。
- (ロ) 信託受益権が量的に分割されている場合、すなわち、分割された信託受益権の内容が均質である場合は、各受益者が持分割合に応じて、信託財産に属する資産・負債、信託財産に帰せられる収益・費用を比例的に有するものとして処理することになる。
- (ハ) 一方、信託受益権が質的に分割されている場合とは、一般的には、一つの信託において、信託受益権を優先受益権と劣後受益権、元本受益権と収益受益権など、権利の内容が異なる信託受益権に分割されるものを言う。この場合、信託期間を通じて、各受益者が信託財産に属する資産・負債、信託財産に帰せられる収益・費用をそれぞれ比例的に有しているとは言いにくい。
- (ニ) 信託受益権が質的に分割されている場合は、「権利の内容に応じて」課税することとされているが、不動産信託などのように信託財産に減価償却資産がある場合や、個人を受益者とする元本・収益受益権分割など、減価償却費の処理方法や、個人受益者が受領する分配金の所得分類の取扱いなどが明確になっていないため、利用が進んでいない類型がある。
- (ホ) 平成 19 年に施行された信託法においては、多様なニーズに応えるため、例

えば、家族信託に対応した遺言代用信託や、新たな資金調達手段として考えられる受益証券発行信託などの新しい類型が創設された。信託受益権が質的に分割された信託の課税関係が明確化されれば、ニーズに即した様々な権利内容の信託受益権を創出することができ、多様な分野で信託の利用が促進され、わが国社会・経済の発展に寄与することが期待できる。

(ハ) 以上のことを踏まえ、信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じられたい。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとすることとされたい。

〔信託受益権が質的に分割された信託(例)〕

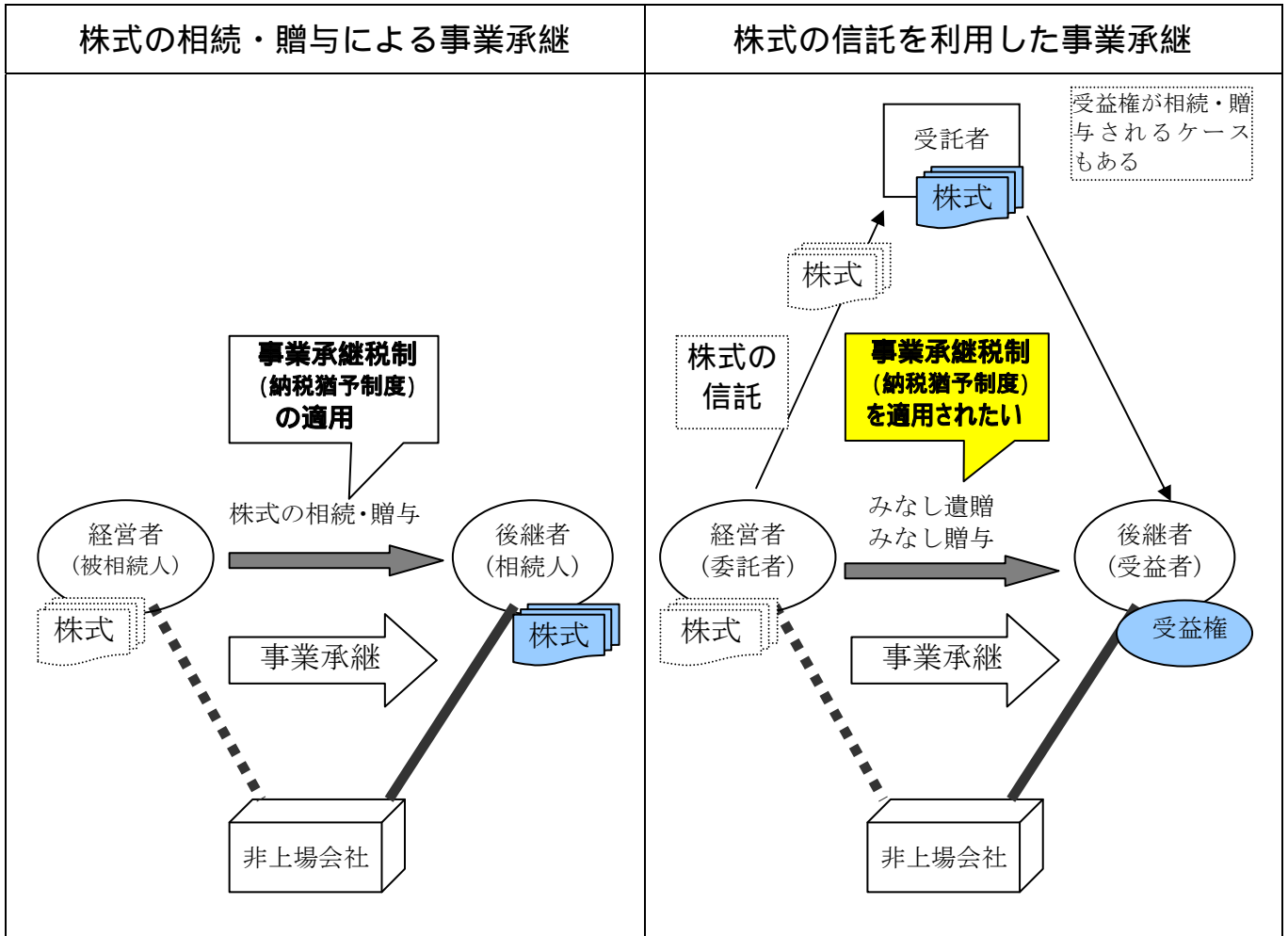


(3) 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。

- (イ) 中小企業は、雇用の確保や地域経済の活性化等、重要な役割を担う存在であり、中小企業がその活力を維持しつつ事業活動を継続し、その経営が次の世代へと円滑に承継されていくことは、わが国経済の持続的な成長を確実なものとする上で極めて重要である。
- (ロ) このような中、事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、平成 21 年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度が創設された。例えば、相続税の納税猶予制度は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、経済産業大臣の認定を受けた非上場企業の株式等を相続または遺贈により取得した後継者については、当該株式等の課税価格の 80%に対応する相続税の納税を猶予するものである。
- (ハ) 中小企業の経営者あるいは後継者（以下、経営者等）には、①経営者が経営権を維持しつつ、後継者の地位を確立させたい、②遺留分に留意しつつも、経営権の分散化を回避したいといったニーズがある。
- (ニ) 平成 19 年には、84 年ぶりに抜本改正された信託法が施行され、その立法過程において事業承継の円滑化のための信託の活用ニーズが主張されたこと等を踏まえて、遺言代用信託や後継ぎ遺贈型受益者連続信託をはじめ、中小企業の事業承継の円滑化に活用可能な信託の類型が創設または明確化された。例えば、遺言代用信託や受益者指定権を用いれば、上記のような経営者等のニーズに適うほか、後継者は経営者の相続開始と同時に受益者となるため、経営上の空白期間が生じないといった点で遺言よりも優位性がある。また、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を用いれば、経営者の意思によって次世代以降の後継者を定めることも可能となる。このように、経営者等の円滑な事業承継に係る様々なニーズによっては、単純に株式を相続させるよりも、信託を利用することが有

意な場合がある。

(ホ) 以上のことから、株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度の適用対象とすることとされたい。



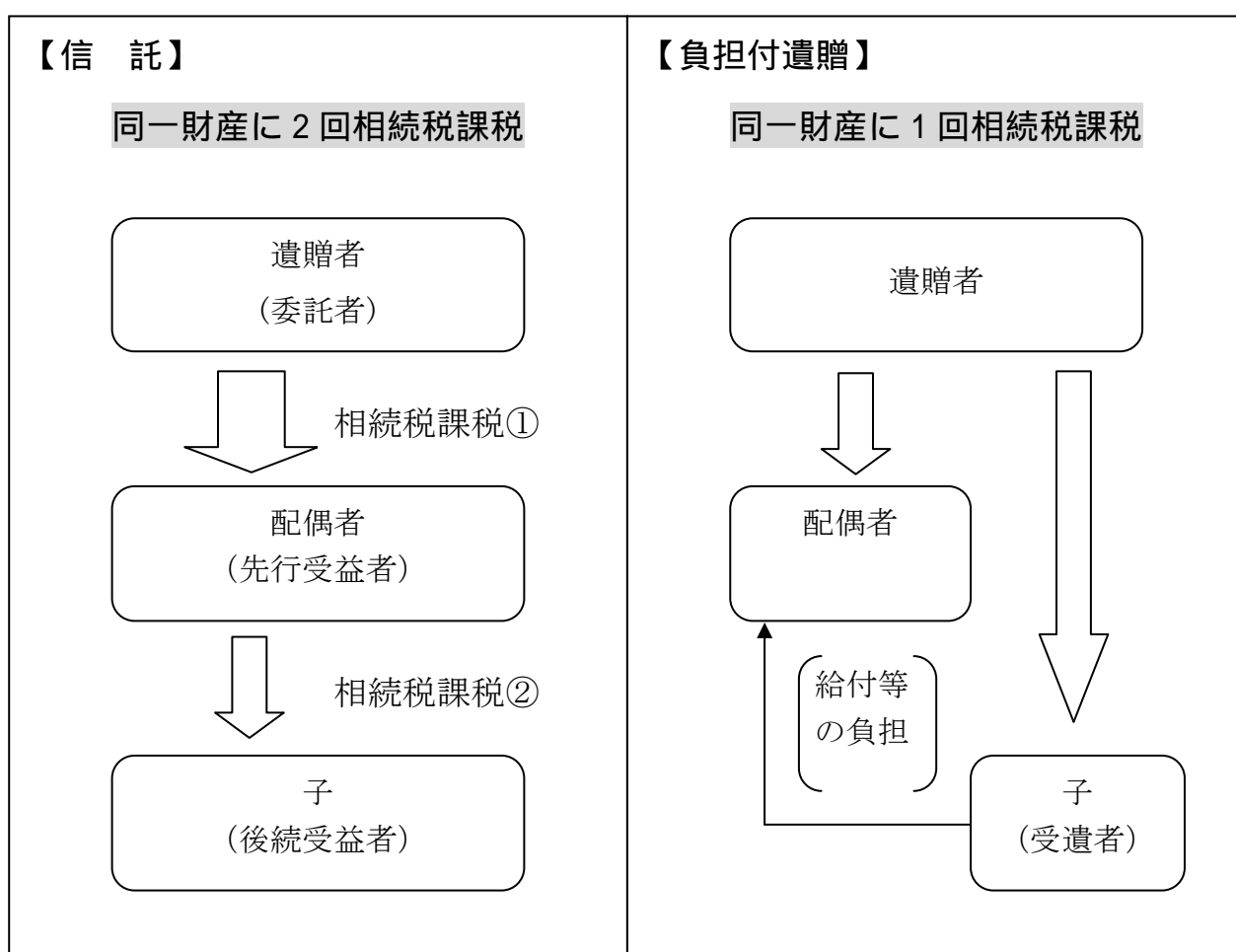
(4) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を対象から除外すること。

- (イ) 平成19年に施行された信託法および平成19年度税制改正において、いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の規律が設けられ、後継ぎ遺贈型を含めた受益者が連続する信託に関する税制が整備された。相続税法第9条の3では、受益者連続型信託の特例として、受益者が取得した信託に関する権利に対し、期間の制限など権利の価値に作用する制約が付された場合、当該制約は付されていないものとみなすとされている。
- (ロ) この結果、受益者連続型信託では先行受益者に一旦、信託財産のすべてが移転したものととして相続・贈与税が課税され、先行受益者から後続受益者に財産が移転した場合には、再度、信託財産のすべてが移転したものととして相続・贈与税が課税されることとなる。
- (ハ) 例えば、自分の死後の配偶者の生活扶養のために、配偶者を先行受益者、(配偶者の死亡を信託受益権移転の要件として) 子供を後続受益者とする後継ぎ遺贈型信託を設定した場合には受益者連続型信託の課税の特例が適用され、相続税が2回課税される。これに対して、父親が子供に財産を遺贈して配偶者(子供にとっては母親)への一定期間の給付を負担させるような、負担付遺贈の方法によって財産を移転する場合には、相続税負担は1回のみとなる。信託を用いた場合と負担付遺贈の場合とでは、同様の経済的効果となるにもかかわらず、課税上の権衡が図られていない。
- (ニ) 受益者が形式的に連続する信託の中でも、設定時において信託受益権の内容が確定している信託については、それぞれの信託受益権を評価して信託設定時に1回限りの課税とすることも可能であり、受益者連続型信託の課税の特例を適用する必要性はないものといえる。
- (ホ) また、信託法の立法過程においても、後継ぎ遺贈型信託を活用した家族の扶

養や資産承継に対するニーズが主張され、信託法が施行された現在も強く期待されているが、受益者連続型信託に適用される税制が負担付遺贈による場合と比して不利であればその活用が阻害されることになる。

(ハ) したがって、例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする信託であって、信託設定時に信託受益権の内容が確定している受益者連続型信託については、受益者連続型信託の課税の特例の適用対象から除外されたい。

〔受益者連続型信託と負担付遺贈の課税関係〕



(5) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置（租税特別措置法第41条の4の2、同法第67条の12）を適用しないこと。

(イ) 平成19年度税制改正において、受益者段階で課税される信託について、いわゆる損失算入制限措置が導入された。本措置は、平成17年度税制改正で組合税制に導入された措置と同様のものであり、受益者が個人の場合には、その信託から生ずる不動産所得の損失については生じなかったものとみなし、受益者が法人の場合には、受益者の弁済責任の限度が信託財産の価額とされているときは、損失のうち、信託金額を超える部分に相当する金額(損益が実質的に欠損にならないと見込まれる場合は、損失の全額)は損金に算入しないこととされた。

(ロ) 例えば、ある者が不動産の賃貸事業を行う場合、自ら事業を行う方法のほかに、受託者等の専門的なノウハウを活用するため第三者へ事業を委託する方法として、信託や事業受託方式（注）等の手法を用いることもある。そして、いずれの方法を採ったとしても、市況の悪化や賃借人の退去等により収支がマイナスとなる可能性があるが、このような損失が生じたときに、信託を利用した場合のみ、損失算入が制限され、公平性を欠くことになる。

(ハ) 特に、受益者が単独である信託においては、信託方式も他の方式と同様に事業のリスクを全て受益者が負担するにもかかわらず、信託を利用した場合についてのみ損失算入が制限されることは著しく権衡を欠き、信託の利用が阻害されることになる。以上のことから、受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置を適用しないこととされたい。

(注) 土地所有者の依頼を受けた会社(土地開発業者等)が、土地診断から建物・施設などのプランニング、事業収支計画、施工、入居者募集、完成後の管理運営などの業務を引受ける方式(工事請負、管理業務委任)。

(6) セキュリティ・トラストによる金融の更なる円滑化のため、抵当権等の信託登記に係る登録免許税を軽減すること。

- (イ) 平成 19 年に施行された信託法において、担保権の設定が信託の方法として規定されたほか、受託者による担保権の実行および配当金の受領に関する規律が設けられ、いわゆるセキュリティ・トラストが可能であることが明らかにされた。
- (ロ) セキュリティ・トラストを活用すると、貸付人にとって、特に多数・多種・多様の担保物件を伴う場合や遠隔地の不動産担保を管理する場合などで、登記手続きに係る労力・コストや、その後の担保管理負担を軽減できる意義がある。また、複数の貸付人が関与する担保付シンジケート・ローンの場合には、担保付債権を譲渡した際に必要となる担保権移転の手続きや登記、担保協定書の変更等の手続きが不要となるメリットがある。このようにセキュリティ・トラストは、担保管理業務をアウトソースすることにより、担保付貸付案件の組成や金融機関のシンジケート・ローンへの参加を後押しする効果があり、金融円滑化に資する仕組みといえる。
- (ハ) ところが、この利用にあたっては、抵当権等の設定登記の登録免許税に加え、抵当権等の信託の登記の登録免許税が課され、債務者である事業者の負担を軽減するための制度であるにもかかわらず、税負担により却って借入に関するコストが増加する状況にある（通常、これら登録免許税は債務者の負担となる）。
- (ニ) 特に、多くの案件で担保物に含まれる不動産に抵当権を設定する場合、債務者である事業者の登録免許税負担を軽減するため、実務上、仮登記を具備することが広く行われているが、不動産抵当権の信託の仮登記は、債権金額（または極度金額）に対して 0.1%の税率が課されており、固定額とされている抵当権の設定の仮登記、信託の登記に係る登録免許税の負担がない担保付社債信託と比較して、過重な負担となっている。
- (ホ) 抵当権等の信託登記に係る登録免許税軽減により、担保付シンジケート・ローンの利用が促進され、すなわち事業者の資金調達手段の多様化に資すること

で、金融円滑化につながるものと考えられる。

(ハ) 以上のことから、抵当権等の信託に係る登録免許税の負担を軽減する措置を講じられたい。

〔登録免許税の負担比較〕

登記・登録 の種類 財産の種類	抵当権等の信託		抵当権等の設定		セキュリティ・トラ スト(抵当権設定 登記+信託登記)	
	信託の 登記	信託の 仮登記	設定の 登記	設定の 仮登記	登記	仮登記
不動産	0.2%	0.1%	0.4%	千円/個	0.6%	千円/個+ 0.1%
船舶	0.2%	二千円/隻	0.4%	二千円/隻	0.6%	四千円/隻
動産(*)	0.15%	千円/件	0.3%	千円/件	0.45%	二千円/件
特許権 (質権)	0.2%	千円/件	0.4%	千円/件	0.6%	二千円/件

(*) 自動車の抵当権の信託については仮登記はない。

2 . 公益信託等に関する税制措置

公益信託等に関する税制について、次の措置を講じること。

(1) 公益信託について、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。

- (イ) 公益信託は、民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、公益法人と類似の社会的機能・役割を担っている。これまで、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されてきている。
- (ロ) 公益法人制度改革については、「官から民へ」の流れの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、平成18年に公益法人制度改革関連3法が成立し、税制についても平成20年度税制改正において措置され、平成20年12月に施行された。
- (ハ) 一方、平成19年に施行された信託法等においては、公益信託に係る規律について、実質的な改正は行われておらず、同法案の衆・参両法務委員会の附帯決議において、「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」とされた。
- (ニ) 公益信託の制度および税制の検討にあたっては、公益信託の活用・発展が図られるよう、拠出時の寄附金控除および寄附金の損金算入、運用収益の非課税措置等について、公益信託が公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。

(2) 非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。

- (イ) 目的信託は受益者の定めのない信託であり、例えば、①地域住民が、共同で金銭を拠出して信託を設定し、当該地域社会における老人の介護、子育ての支援、地域のパトロール等の非営利活動に充てる、②会社を退職する役員が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産や運用益を従業員のための福利厚生施設の整備・運用等に充てる、③大学の卒業生が、自己の財産を拠出して信託を設定し、その財産を、当該大学における研究施設の整備等に充てる、等の活用方法が考えられる。
- (ロ) 一方で、目的信託においてみなし受益者が存在しない場合は、非営利性の徹底された目的信託（以下、非営利型目的信託）であっても、税法上は、受託者に法人税が課税される法人課税信託として取扱われるため、非営利性の徹底された一般社団法人・一般財団法人（以下、非営利型法人）に比して課税の取扱いが劣後している。
- (ハ) 例えば、非営利型法人については収益事業のみ課税されるのに対し、法人課税信託となる非営利型目的信託については全所得課税が行われ、委託者が拠出した財産の価額に相当する金額について、受贈益として法人税が課税される。また、出捐者・委託者が財産を拠出した際の譲渡益は、非営利型法人への拠出については課税されないのに対し、法人課税信託となる非営利型目的信託への拠出については課税される。
- (ニ) このような取扱いは制度間の権衡を欠いており、非営利型目的信託の利用を阻害している。したがって、各種課税の取扱いについて、非営利型目的信託が非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じられたい。

3 . 企業年金信託等に関する税制措置

企業年金信託等に関する税制について、次の措置を講じること。

(1) 確定給付企業年金における従業員拠出についての掛金所得控除制度を創設すること。

- (イ) 確定給付企業年金における従業員拠出掛金は、生命保険料控除の対象とされているが、生命保険商品に対する保険料控除と共通で控除限度額が設定されていることから、企業年金制度に係る拠出控除として不十分な措置となっている。
- (ロ) 今後、公的年金における給付水準の調整等が図られ、老後に受け取る年金額の減少が見込まれるが、その場合においても、企業の拠出に加えて、自助努力によっても当該減少分を補う給付額が確保できるよう、確定給付企業年金における従業員拠出掛金についての所得控除制度を設ける措置を講じられたい。

〔各種企業年金制度の税制上の取扱い〕

	確定給付企業年金	厚生年金基金	確定拠出年金 (企業型)
根拠法	確定給付企業年金法	厚生年金保険法	確定拠出年金法
拠出時			
(1) 事業主掛金	損金算入	損金算入	損金算入
(2) 従業員掛金	生命保険料控除 (他の生命保険料と合算し、5万円まで所得控除(*))	社会保険料控除 (全額所得控除)	小規模企業共済等掛金控除 (全額所得控除。ただし、拠出限度額あり。)
積立・運用時	従業員掛金相当分を除き 特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税	努力目標水準(代行部分の3.23倍)を超える部分に特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税	特別法人税1%課税 他に地方税約0.2%課税
給付時			
①退職年金	雑所得課税(従業員拠出掛金相当分を除く)	雑所得課税	雑所得課税
②退職一時金	原則、退職所得課税	原則、退職所得課税	原則、退職所得課税
③遺族給付	相続税の課税対象	非課税	相続税の課税対象

(*) 平成24年1月1日以後に実施される確定給付企業年金の最大所得控除額は4万円。

(2) 確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を上げること。

(イ) 確定拠出年金は、平成13年10月の施行以来10年が経過し、企業型確定拠出年金の実施事業主数は1.6万社を超え、加入者数は約423万人に至っている（注）。確定拠出年金制度は、私的年金制度の選択肢として定着し、他の年金制度等とともに公的年金を補完する役割がますます期待されている。

(ロ) 平成23年通常国会において成立した「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」の規定による改正後の確定拠出年金法には従業員拠出を可能とする「マッチング拠出」が盛り込まれた。しかしながら従業員拠出は、事業主拠出と合わせて拠出限度額の内枠、かつ、事業主拠出額を超えない範囲内での拠出しか認められておらず、また、拠出限度額についても平成22年1月の引上げ時のままであるため、制度内容により従業員拠出額が少額となる場合もあり、必ずしも十分な水準になっているとは言えない。

(ハ) 今後、公的年金における給付水準の調整等により老後に受け取る年金額の減少が見込まれる中、当該減少額を補う給付額が確保できるよう、企業拠出の外枠での拠出を可能とすることや拠出限度額の引上げ等の措置を講じられたい。

（注）実施事業主数、加入者数とも平成24年3月末の計数。

〔従業員拠出に係る各種企業年金制度上の取扱い〕

	確定拠出年金(企業型)	確定拠出年金(個人型)	
根拠法	確定拠出年金法		
拠出時			
(1) 事業主掛金	損金算入	—	
(2) 加入者掛金	小規模企業共済等掛金控除 (全額所得控除。ただし、拠出限度額あり。)	小規模企業共済等掛金控除 (全額所得控除。ただし、拠出限度額あり。)	
	事業主掛金+加入者掛金(*1)		加入者掛金
拠出限度額 (< >内は 21 年 度改正における月 額ベースの引上げ 額)	企業年金(確定給 付型)を実施して いない場合 月額 5.1 万円(年 額 61.2 万円) <5 千円>	企業年金(確定給 付型)を実施して いる場合 月額 2.55 万円(年 額 30.6 万円) <2.5 千円>	自営業者等 月額 6.8 万円(年 額 81.6 万円)から 国民年金基金等の 掛金を控除した額 <—> 企業の従業員(企 業年金を実施して いない企業の従業 員に限る) 月額 2.3 万円(年 額 27.6 万円) <5 千円>

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根拠法	厚生年金保険法	確定給付企業年金 法
拠出時		
(1) 事業主掛金	損金算入	損金算入
(2) 従業員掛金	社会保険料控除 (全額所得控除)	生命保険料控除 (他の生命保険料 と合算し、5 万円 まで所得控除 (*2))

(*1) ただし、加入者掛金は事業主掛金と同額まで。

(*2) 平成24年1月1日以後に実施される確定給付企業年金の最大所得控除額は4万円。

(3) 確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務に係る事業主掛金について、一層の弾力的な取扱いを可能とすること。

(イ) 企業年金における年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示の必要性、ボラティリティの大きな運用環境下での中長期的に安定的な財政運営の必要性等、現下の企業年金を取り巻く環境を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。

(ロ) このため、確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の償却について、制度の財政状況および事業主の負担能力に応じた弾力的な償却を可能とする措置を講じられたい。そのため、例えば、以下の措置を講じられたい。

- ・ 過去勤務債務の一括償却の導入
- ・ 過去勤務債務の弾力償却幅の拡大
- ・ 過去勤務債務の定率償却による弾力償却の導入

(ハ) また、確定給付企業年金および厚生年金基金における非継続基準に係る積立不足に伴う特例掛金の決算日翌年度の掛金に対して追加拠出を可能とする措置を講じられたい。

〔各種企業年金制度における過去勤務債務の償却方法〕

厚生年金基金制度	確定給付企業年金制度																																				
(1) 原則 3 年以上 20 年以内に償却	(1) 原則 3 年以上 20 年以内に償却																																				
(2) 弾力的償却 (注) 年金規約で次の対応関係にある最長期と最短期に見合う掛金率を定めている場合にはこの範囲内で毎年度の掛金率を選択可	(2) 弾力的償却 年金規約で次の対応関係にある最長期と最短期に見合う掛金率を定めている場合にはこの範囲内で毎年度の掛金率を選択可																																				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(最長期)</td> <td style="text-align: center;">(最短期)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 年未満</td> <td style="text-align: center;">3 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 年以上 7 年未満</td> <td style="text-align: center;">4 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 年以上 9 年未満</td> <td style="text-align: center;">5 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 年以上 11 年未満</td> <td style="text-align: center;">6 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 年以上 13 年未満</td> <td style="text-align: center;">7 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 年以上 14 年未満</td> <td style="text-align: center;">8 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14 年以上 15 年未満</td> <td style="text-align: center;">9 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 年以上 20 年以内</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> </tr> </table>	(最長期)	(最短期)	5 年未満	3 年	5 年以上 7 年未満	4 年	7 年以上 9 年未満	5 年	9 年以上 11 年未満	6 年	11 年以上 13 年未満	7 年	13 年以上 14 年未満	8 年	14 年以上 15 年未満	9 年	15 年以上 20 年以内	10 年	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">(最長期)</td> <td style="text-align: center;">(最短期)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 年未満</td> <td style="text-align: center;">3 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 年以上 7 年未満</td> <td style="text-align: center;">4 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 年以上 9 年未満</td> <td style="text-align: center;">5 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 年以上 11 年未満</td> <td style="text-align: center;">6 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 年以上 13 年未満</td> <td style="text-align: center;">7 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 年以上 14 年未満</td> <td style="text-align: center;">8 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14 年以上 15 年未満</td> <td style="text-align: center;">9 年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 年以上 20 年以内</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> </tr> </table>	(最長期)	(最短期)	5 年未満	3 年	5 年以上 7 年未満	4 年	7 年以上 9 年未満	5 年	9 年以上 11 年未満	6 年	11 年以上 13 年未満	7 年	13 年以上 14 年未満	8 年	14 年以上 15 年未満	9 年	15 年以上 20 年以内	10 年
(最長期)	(最短期)																																				
5 年未満	3 年																																				
5 年以上 7 年未満	4 年																																				
7 年以上 9 年未満	5 年																																				
9 年以上 11 年未満	6 年																																				
11 年以上 13 年未満	7 年																																				
13 年以上 14 年未満	8 年																																				
14 年以上 15 年未満	9 年																																				
15 年以上 20 年以内	10 年																																				
(最長期)	(最短期)																																				
5 年未満	3 年																																				
5 年以上 7 年未満	4 年																																				
7 年以上 9 年未満	5 年																																				
9 年以上 11 年未満	6 年																																				
11 年以上 13 年未満	7 年																																				
13 年以上 14 年未満	8 年																																				
14 年以上 15 年未満	9 年																																				
15 年以上 20 年以内	10 年																																				
(3) 定額償却 各事業年度の特別掛金の総額を設定	(3) 定率償却 1 年当たりの掛金額の上限は、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額の 15% 以上 50% 以下 (再計算時および給付増額時等に条件付で変更可)																																				
(4) 定率償却 1 年当たりの掛金額の上限は、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額の 15% 以上 50% 以下 (再計算時および給付増額時等に条件付で変更可)																																					

(注) 厚生年金基金制度では、弾力的償却は、翌年度に発生すると見込まれる不足金の額を超えない範囲で、予算に用いる基礎数値をもとに特例掛金額を算定し、実施可能であるが、当該年度の予算策定時に決定する必要がある(再計算時における予定償却年数は最長期を基準とした残余償却年数以内)。確定給付企業年金制度(基金型)では、予算に基づく弾力的償却は実施不可。なお、確定給付企業年金制度(規約型)では予算を作成しない。

(4) 確定給付企業年金制度（基金型）における予算に基づく特例掛金拠出を可能とすること。確定給付企業年金制度（規約型）においても同様の拠出を可能とすること。

- (イ) 企業年金における年金財政の健全化と受給権保護の重要性、企業会計上の年金債務の開示の必要性、ボラティリティの大きな運用環境下での中長期的に安定的な財政運営の必要性等、現下の企業年金を取り巻く環境を勘案すると、企業年金積立金の早期充実は必要不可欠なものである。
- (ロ) 確定給付企業年金制度では、いわゆる特例掛金については規約に定めることにより、次回の財政再計算までに積立不足の予想額の償却が完了するように計算されるものとしているが、確定給付企業年金制度は厚生年金基金制度と比べると、少人数で実施することも可能であることから、事業主によっては、計画的な資金繰りが困難となるケースも想定される。
- (ハ) このようなケースでは、毎事業年度の予算に基づく特例掛金の方が、より機動的に積立不足を穴埋めすることができるため、財政の安定化を図ることができ、受給権保護の観点からも望ましいことから、毎事業年度の予算を策定している基金型確定給付企業年金では、厚生年金基金同様、事業年度毎に予算に基づく特例掛金の拠出を可能とする措置を講じられたい。
- (ニ) また、規約型確定給付企業年金では、予算を策定していないが、予算という形でなくとも、確定給付企業年金法施行規則第44条に規定する「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」と同様の計算を行うことで、1年間の不足見込み額の算出は可能であることから、規約型確定給付企業年金についても、同様の特例掛金の拠出を可能とする措置を講じられたい。
- (ホ) なお、現在、掛金を変更する場合（加入者負担掛金に関する事項を除く）については、厚生労働省への届出事項とされているが、当該特例掛金については認可事項とすれば、恣意的な掛金の拠出を、防止できると考えられる。

(5) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を可能とすること。

- (イ) 現在、退職一時金制度を減額もしくは廃止することにより企業型確定拠出年金を導入する場合には、複数年度に分割して資産移換を行うこととされている。確定拠出年金は、私的年金制度の選択肢として定着し、他の企業年金制度等とともに公的年金を補完する役割が期待されている。
- (ロ) このため、受給権保護のための積立金早期充実および加入者の運用機会逸失の回避の観点から、一括で資産移換を行うことを可能とする措置を講じられたい。

(6) 確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付(遺族年金、遺族一時金および死亡一時金)に関し、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とすること。

- (イ) 現在、厚生年金基金では遺族給付に対し相続税が非課税とされているが、確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付には相続税が課税されており、事業主が採用する制度内容によって遺族給付への課税に不公平が生じている。
- (ロ) 遺族の生活の安定を図り、課税の不公平を解消し年金制度の選択を可能にする観点から、確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付について、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とする措置を講じられたい。

4 . 財産形成信託に関する税制措置

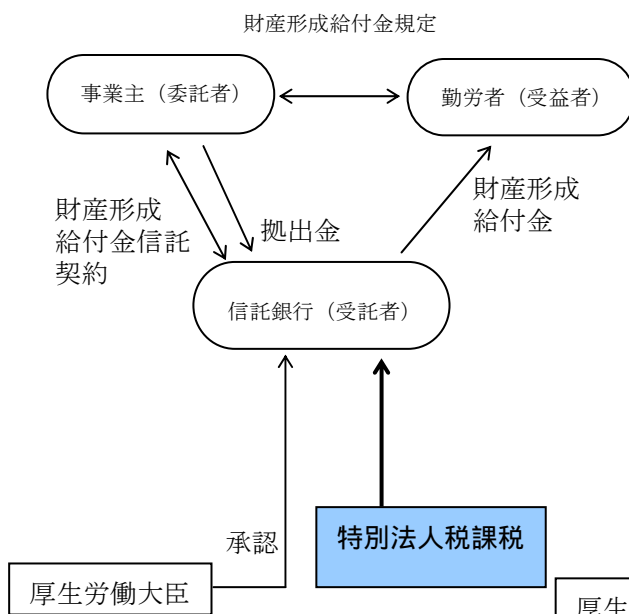
勤労者財産形成促進制度に関する税制について、次の措置を講じること。

(1) 財産形成給付金および財産形成基金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

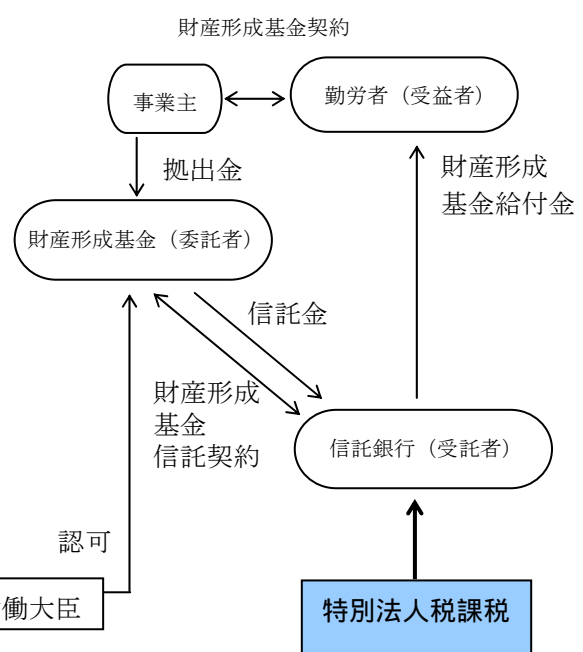
(イ) 勤労者の財産形成のために事業主が金銭を拠出する財産形成給付金信託および財産形成基金信託については、その積立金に対し特別法人税が課されており、事業主における勤労者の財産形成に対する支援意欲を後退させるばかりでなく、勤労者の財産形成を阻害するものとなっている。

(ロ) この特別法人税は、平成26年3月までの3年間の時限措置として、その適用が停止されているが、勤労者の安定した生活の確保を支援するために、特別法人税を撤廃する措置を講じられたい。

〔財産形成給付金信託の仕組み〕



〔財産形成基金信託の仕組み〕



〔財産形成給付金・財産形成基金の取扱い〕

拠出時	・ 事業主が拠出する信託金は損金あるいは必要経費に算入可能
運用時	・ 運用収益非課税 ・ 特別法人税 1%および地方税約 0.2%課税（但し平成 26 年 3 月まで課税停止）
給付時	・ 7 年毎に受け取る給付金は給付の発生事由により一時所得あるいは給与所得として課税 ・ 一時所得の場合は、特別控除額（最高 50 万円）を控除した金額の 1/2 が課税対象

(2) 財産形成住宅信託および財産形成年金信託の税制優遇措置の拡充等、財産形成制度について一層の税制上の措置を講じること。

(イ) 財産形成住宅貯蓄は、勤労者の持家取得促進のための制度であるが、現在の非課税限度額では十分なものとはなっていない。また、急速に少子・高齢化が進む中、社会保障制度の改革が進められ、社会保険料負担の増加、公的年金受給額の減少等が不可避となっており、公的年金・企業年金を補完するものとして有用である財産形成年金貯蓄について、現行税制においては、充実した老後生活の確保を支援するために十分な手当てがなされているとはいえない。

(ロ) 勤労者の自助努力による持家取得を促進するため、および充実した老後生活の確保を支援するために、財産形成住宅貯蓄および財産形成年金貯蓄の税制優遇措置の拡充を図るとともに、以下の措置を講じられたい。

①勤労者の解約による預け替え対応の拡大

加入者および事業主における取扱金融機関の選択ニーズが高まってきていることから、5年以上の政令で定める期間以上の期間を通じて締結している財産形成年金貯蓄および財産形成住宅貯蓄に基づく預入等についても、財産形成貯蓄と同様に預け替えの取扱いを認められたい。

②財産形成年金貯蓄に係る受給（受取り）時の制限緩和

雇用形態の変化（社会情勢の変化）により、想定外の状況に遭遇する可能性も大きく、必ずしも年金で受け取るだけが全てではない。公的年金を補完

する意味で私的年金制度が発展してきたが、企業年金（確定給付企業年金・確定拠出年金等）では税制の優遇を受けながら一時金で受領することが認められている。選択肢を増やすことは、財産形成年金の拡販に寄与し、活性化策として有効であることから、財産形成年金貯蓄に係わる受給（受取り）時の制限を緩和し、一時金で受取れるよう、受取方法の選択肢に「一括受給」を追加されたい。

③ 転職時の新事業主との新契約の相手方である金融機関等の選択の自由化

加入者および事業主における取扱金融機関の選択ニーズが高まってきていることから、勤労者が退職した際の新契約を従前の契約の相手方である金融機関等と締結できる場合であっても、従前の契約の相手方である金融機関等以外とでも新契約を締結できる措置を講じられたい。

④ 財産形成貯蓄への預入可能資金の拡充

財産形成給付金制度・財産形成基金制度の7年経過後の資金については、財産形成貯蓄への預入可能資金の対象となっているが、7年未経過の財産形成給付金制度・財産形成基金制度の解約資金については対象外となっている。近年、企業が合併・分社化等の再編を行うケースが増加し、事業主の福利厚生制度の見直しが頻繁に検討されていることから、従業員に対する福利厚生面でのスムーズな制度対応を可能とするため、財産形成給付金制度・財産形成基金制度の解約資金を財産形成貯蓄への預入可能資金に追加する措置を講じられたい。

⑤ 自行内預け替えの制限撤廃

顧客が財産形成貯蓄の運用商品を例えば金銭信託から定期預金に切り替える手段は、継続預入に該当する場合（満期分）等に限られており、既存残高の預け替えができないことから、顧客利便性に欠け、実質的には稼動していない。このため、金融システム改革により顧客の選択肢が広がる中で、財産形成貯蓄を自行内の他の金融商品に預け替える場合の制限を撤廃されたい。

⑥財産形成年金貯蓄に係る継続預入時の制限緩和

財産形成年金貯蓄における継続預入等に係る預貯金等が同種の預貯金等に限定されており、財産形成貯蓄および財産形成住宅貯蓄と不整合になっているため、財産形成貯蓄および財産形成住宅貯蓄と同様、合同運用信託・預貯金・有価証券の組合せ商品を可能とするなど、取扱いの見直しを図られたい。

⑦財産形成住宅（年金）貯蓄異動申告書の提出の特例（一括代理申告）扱いの拡大

財産形成住宅（年金）貯蓄の加入者が勤務先の都合により住所等を変更する場合、加入者が「財産形成非課税住宅（年金）に関する異動申告書」を勤務先および取扱機関を経由して税務署長あてに提出することになっているが、会社都合による異動は定期的かつ大量に発生しており、財産形成取扱事務の大きな負担になっている。加入者の異動事項の確認は勤務先において可能であり、勤務先の都合により財産形成住宅（年金）貯蓄の加入者が転勤等する場合、加入者による「財産形成非課税住宅（年金）に関する異動申告書」の提出に代えて、当該勤務先による書面の提出の特例（一括代理申告）を認められたい。

⑧異動申告書の提出の特例（一括代理申告）時に提出する書面の記載事項の変更

勤務先または財産形成取扱機関の名称、所在地の変更等の場合、当該勤務先の長による異動申告書の提出の特例が認められているが、勤務先または財産形成取扱機関の都合による当該勤務先または財産形成取扱機関の名称、所在地その他の変更（統廃合・分離・譲渡）の異動事由により、財産形成住宅貯蓄および財産形成年金貯蓄の加入者のその他の記載内容（氏名・住所・非課税申告）に異動が生じるものでないことから、勤務先または財産形成取扱機関の財産形成事務取扱いの簡素化を図り、その際に提出する書面に記載する事項のうち、「財産形成加入者の氏名及び住所」については省略可能とさ

りたい。

⑨「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」提出後における記載事項の変更

財産形成年金貯蓄については、積立期間の末日から年金支払開始日までに最長5年以内の据置期間が可能となっている。財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出した個人は、その提出後、当該申告書に記載した年金支払開始日、年金の支払期間、支払を受ける年金の額およびその支払を受ける時期その他の事項に変更が生じた場合には、その旨、変更前および変更後並びにその変更があった年月日を記載した届出書を現にその者の租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の長に提出することができるものとされたい。

⑩非課税申告書の様式サイズの規定廃止

現在、財産形成貯蓄に係る各種申告書の様式は、租特法施行規則別表第3において、日本工業規格A6と定められているため、記入欄が狭く、しばしば欄内への記入が困難な事態が生じている。また、記入欄が狭い結果、記載する文字が小さくなり、文字の判読が困難な場合もある。このため、加入者が記入しやすく、また、判読しやすくなるよう、各種非課税申告書の用紙の大きさに係る規定を廃止されたい。

5 . 金融・資本市場の競争力強化および国際的な取引の推進のための税制措置

金融・資本市場の競争力強化を図るとともに、国際的な取引を推進するため、次の措置を講じること。

(1) 金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め損益通算を幅広く認めること。

納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。

(イ) 少子高齢化の進展から貯蓄率が趨勢的に低下しているわが国では、個人金融資産の効率的な活用が経済活力を維持するための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

(ロ) 政府税制調査会は平成 16 年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出した。この流れに沿って、平成 20 年度税制改正では、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成 21 年以降可能とされ、さらに平成 22 年度税制改正では、「金融所得課税の一体化を更に推進する」とされた。また、「平成 24 年度税制改正大綱」では、「金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成 25 年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」とされ、金融所得課税の一体化を推進する方向性が明記されている。

- (ハ) このような状況を踏まえ、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め損益通算を幅広く認める金融所得課税の一体化をさらに推進していくこととされたい。
- (ニ) その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、預金・合同運用信託等をはじめとする各金融商品の特性を考慮し対象範囲を順次拡大することも想定されることから、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることとされたい。

(2) 少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）について、措置期間の延長または恒久化を行うこと。また、個人投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすること。

- (イ) 少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版ISA）については、平成22年度税制改正において平成24年からの導入に向けた法制上の措置が行われたが、平成23年度税制改正では、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率が2年延長されたことに伴い、日本版ISAについても、軽減税率廃止による本則税率の実現にあわせて導入が2年延長された。
- (ロ) 日本版ISAは平成26年から3年間の時限付きの措置とされているが、小口の継続的長期投資を通じた個人の金融資産形成を促進する観点から、措置期間を延長または恒久化することとされたい。また、取得価額の管理など個人投資家にとって分かりにくい面もあることから、投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすることとされたい。
- (ハ) なお、本制度を長期的な視野に立った個人の幅広い金融資産形成に資するものとするため、将来的には、非課税措置の拡充の検討が望まれる。

(3) マイナンバー制度については、金融機関の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすること。

- (イ) 社会保障・税に関わる番号制度（マイナンバー制度）については、平成22年から導入に向けた検討が進められており、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「社会保障・税番号大綱」等の取りまとめを経て、平成24年2月には「マイナンバー法案」が国会に提出されている。
- (ロ) マイナンバー制度の導入に当たっては、行政のみならず民間においても相当規模の負担・コストの発生が想定されるため、税制の見直しを含む具体的な制度設計や実務の詳細な検討を行う際は、関係者である金融機関との事前協議を行い、十分な準備期間の設定等を含め、金融機関が実務面でも対応可能な制度設計とすることとされたい。
- (ハ) また、マイナンバー法案では、制度導入当初のマイナンバー制度の利用範囲を税分野等の行政手続に限定することとされているが、利用者と金融機関との双方の利便性向上に資するかたちで、民間分野においても幅広く活用されることが期待される。

(4) 外国株式等を信託財産とする特定受益証券発行信託、いわゆる日本版預託証券（JDR）について、以下の措置を講じること。

外国源泉税額について、利子割と同様に、配当割についても受益者に対する収益の分配金に係る税額から控除できる調整措置を講じること。

受益者が外国で納付した源泉税額について、支払の取扱者が源泉徴収義務者となった場合においても、受益者に対する収益の分配に係る税額から控除することとし、納付した源泉税の額は当該信託の収益に係る分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する措置を講じること。

- (イ) 外国株式等を信託財産とする特定受益証券発行信託（いわゆる JDR）は、わが国証券市場において受益証券を上場することにより、国内投資家が当該外国株式等を直接有するのと同様の経済的効果を得ることができるスキームとして注目されている。諸外国においては、米国をはじめ、外国株式を直接上場することはせずに、預託証券（DR）として流通させる制度を整備している。
- (ロ) 特定受益証券発行信託の信託財産に属する外国株式等の配当金については、源泉地国において課税された源泉税を、受託者が受益者に対して分配する際の源泉所得税額から控除することにより、調整する措置がある。一方で、地方税の利子割には同様の措置があるが、配当割にはそもそも調整措置が講じられていない。
- (ハ) また、特定受益証券発行信託の信託財産に属する外国株式等の配当金の調整措置は、配当金を配当の支払の取扱者を通じて受け取る場合には、この調整ができないものと解されており、配当金の受取方式により、収益の分配の受取額が異なることになる。
- (ニ) JDR について、外国源泉税額との調整措置を講じることは、わが国証券市場に外国株式等が上場した場合と同等の経済効果をもたらし、また、投資家に対する投資環境の整備に繋がる。これにより、JDR 方式によるわが国証券市場への外国企業の上場を促し、ひいては、わが国の証券市場の活性化に資するものと考えられる。
- (ホ) したがって、JDR の外国源泉税額について、利子割と同様に、配当割についても受益者に対する収益の分配金に係る税額から控除できる調整措置を講じられたい。また、支払の取扱者が源泉徴収義務者となった場合においても、受益者に対する収益の分配に係る税額から控除することとし、納付した源泉税の額は当該信託の収益に係る分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する措置を講じられたい。

(5) 非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子等に係る非課税措置を恒久化すること。

- (イ) 海外の非居住者等の投資家によるわが国公社債への投資を円滑化することは、わが国金融・資本市場の活性化や国際化等に資するものである。こうした観点から、非居住者等が受け取る振替制度を利用した国債および地方債の利子等について非課税制度が措置され、さらに平成22年度税制改正では、振替制度を利用した社債の利子等について、3年間の時限付きで非課税措置が講じられている。
- (ロ) わが国社債市場への投資の促進による金融・資本市場の活性化、およびわが国企業の資金調達の円滑化を確実に進め、非居住者等が投資しやすい環境を整備し、魅力を高めることは、アジアのメイン・マーケットたる日本市場の実現を目指す政府の方針とも一致するものである。
- (ハ) したがって、国債および地方債と同様、非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税措置を恒久化することとされたい。

(6) 社債的受益権の利益の分配に係る支払調書について、利子等の支払調書に準じた取扱いとすること。

- (イ) 平成 23 年度税制改正大綱において、イスラム債の発行に向けた税制措置が盛り込まれ、資産流動化法の改正とあわせ、非居住者等の振替公社債の利子非課税制度の対象とされる等、イスラム投資家が投資するための税制措置が講じられた。
- (ロ) イスラム金融の対象となる特定目的信託の社債的受益権は、受益権としての法的性格に着目しつつ一定の予め定められた率による収益の分配がなされることから、その収益の分配については、所得の種類は配当所得としながら、社債の取扱いに準じて、20%の源泉分離課税の対象となる等、利子所得に準じた取扱い（利子並み課税）がなされている。また、振替制度においても、一般債

の振替制度の対象とする制度整備がなされている。

- (ハ) 社債的受益権の利益の分配については、非居住者等の振替公社債の利子非課税制度の対象となる場合等には支払調書の提出が必要となるが、所得の種類が配当所得であることから、利子所得に準じた取扱いとは異なり配当等の支払調書を提出しなければならず、実務的な負担となっている。
- (ニ) したがって、社債的受益権の利益の分配に係る支払調書について、その記載事項や提出不要金額を利子等の支払調書に準じた取扱いとする等の措置を講じられたい。

(7) 特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲を拡充し、受益権の分割・併合により取得する公社債投資信託以外の証券投資信託、特定受益証券発行信託の受益権等を対象に含めること。

- (イ) 公社債投資信託以外の証券投資信託および特定受益証券発行信託については、一定の投資単位に維持し、投資家にとって投資しやすいものとするため、また、ファンドの管理の効率性の向上のため、受益権の分割・併合が行われる場合がある。
- (ロ) しかしながら、分割・併合によって新たに交付される受益権については、特定口座において受け入れることができない。
- (ハ) 特定口座の利用が広がる中、受益権の分割・併合により取得する公社債投資信託以外の証券投資信託および特定受益証券発行信託の受益権等を特定口座に受け入れることを可能とする措置を講じられたい。

(8) 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等について、非課税措置の対象範囲を拡充すること。

- (イ) 平成23年度税制改正では、わが国金融・資本市場にイスラム・マネーを呼び込むため、非居住者等が受け取る国内発行のイスラム債（社債的受益権）の配当（利子相当分）について非課税とする等のイスラム金融に関する所要の税制

措置が講じられている。

- (ロ) わが国におけるイスラム債発行に係る環境整備を促進するため、海外でわが国企業の発行するイスラム債が民間国外債に含まれることを明確化し、非居住者等による海外発行のイスラム債への投資の円滑化を図ることは、わが国企業の資金調達手段の多様化や、わが国金融機関のビジネス拡大等の観点から重要である。
- (ハ) したがって、非居住者等が受け取るわが国企業が海外で発行するイスラム債の配当（利子相当分）について、非課税であることを明確化されたい。

(9) 金融機関等が行うデリバティブ取引に係る付随契約（CSA：Credit Support Annex）に基づき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除すること。

- (イ) 金融機関等はデリバティブ取引を行うに当たり、一般的に国際スワップ・デリバティブス協会（ISDA：International Swaps and Derivatives Association）が定める付随契約（CSA：Credit Support Annex）を締結し、現金・国債等を担保としている。
- (ロ) 現金を担保として授受している場合、担保提供者（ISDAマスター契約の対象取引は本店・支店が混在しており、通常、担保提供者となるCSAは本店のみ）に対し、受入れ期間に応じて現金を支払うが、これについて源泉徴収が行われている。しかし、わが国金融機関が信用リスク削減等のためにデリバティブ取引を円滑に行うことを可能とし、ひいては金融・資本市場の類似取引（例えば、レポ取引のように有価証券取引に関連した現金授受）との整合性の観点から、源泉所得税を課さない扱いとすることが必要である。
- (ハ) したがって、金融機関等が行うデリバティブ取引に係るマスター契約およびCSAにもとづき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除することとされたい。

(10) わが国金融機関の国際競争力強化等のため、アジア諸国との間の租税条約の締結・改定を推進等すること。

- (イ) 租税条約は、源泉地国における課税の抑制により二重課税リスクを軽減するとともに、投資交流を促進することでクロスボーダー取引を租税面から後押しし、対内・対外投資を促進することにより、わが国におけるビジネス・チャンスの拡大、産業競争力の強化、および雇用の創出等を通じて経済活性化を図り、わが国と世界との資金の流れの円滑化を進めるものである。
- (ロ) 現在、こうした観点から、利子・配当等の税率軽減が措置され、金融機関等が受け取る利子について源泉地国における課税が免除された日米租税条約をモデルとして、わが国と各国との間で租税条約の締結・改定が進められている。
- (ハ) わが国企業がアジアでの活動を拡大し、政府のアジア経済戦略において租税条約ネットワークの拡充が掲げられている中、アジア諸国との間においても日米租税条約と同様の租税条約を締結していくことは、わが国およびアジア諸国の経済成長にとって重要であり、わが国金融機関の国際競争力強化にも資するものである。
- (ニ) したがって、アジア諸国との租税条約の締結や改定を引き続き推進することとされたい。
- (ホ) なお、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率が本則税率となった場合、租税条約の特典を受けるため海外投資家からの租税条約にもとづく軽減税率適用申請が急増し、株主名簿管理人およびカストディ銀行の事務負担が大きくなることが想定される。したがって、租税条約の規定に基づき利子・配当に対する所得税の軽減・免除を受ける際に提出する「租税条約に関する届出書」の手続を簡素化・合理化することをあわせて措置されたい。

6 . 経済の活性化と課税の適正化のための税制措置

経済の活性化と課税の適正化を図るため、次の税制措置を講じること。

(1) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を図ること。

(イ) 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が、国民に与えられることが重要である。

(ロ) こうした中、平成18年に制定された住生活基本法では、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充されたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

(ハ) したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を図ることとされたい。

(ニ) なお、東日本大震災からの復興および省エネルギー性が優れた住宅の取得促進を図るため、住宅金融支援機構の「【フラット35】S」の金利優遇措置に代えて、民間金融機関の住宅ローンであるか「【フラット35】S」であるかを問わず、省エネルギー性が優れた住宅の取得を目的とするすべての住宅ローンを対象として、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度を拡充することをあわせて措置されたい。

(2) 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。

(イ) 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化されたい。

(3) 貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充を図るため、以下の税制措置を講じること。

貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。

欠損金の繰越控除の制限を撤廃するとともに、繰越期間を延長すること。繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間を延長すること。

手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分と同等の電子債権記録機関の処分が発生した場合には、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を認めること。

(イ) わが国金融界は長年の懸案であった不良債権問題から脱却したものの、その過程では、貸倒れに係る財務上と税務上の取扱いの差異や繰越欠損金等によって、多額の繰延税金資産が発生し、その資産としての脆弱性が問題視されるという状況が生じた。

(ロ) わが国経済の持続的成長に資する金融システムを構築する上で、不良債権問題の再発防止や自己資本の強化等の観点から、繰延税金資産の発生・解消に係る課題はあらかじめ解決しておく必要がある。そのためには、金融機関が実施している自己査定等に基づく財務上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、貸倒れに係る企業会計と税務上の取扱いの差異はできる限り縮小させていくことが望ましい。少なくとも、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲や実務上の取扱い等について、債権毀損の実情に応じたものとする観点から見直すことが重要である。

(ハ) このような状況を踏まえ、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別

評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することとされたい。

- (ニ) また、法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保する上で重要な制度である。特に、景気後退期における不良債権の規模は大きく、その処理に伴い発生する欠損金の控除について十分な措置を設ける必要がある。
- (ホ) しかしながら、繰越控除制度の繰越期間は、欧米主要国との比較において明らかに見劣りする。また、繰戻還付制度については、平成21年度改正において凍結が一部解除されたものの、対象が中小企業等に限定されているほか、繰戻期間が1年とされていることから、十分な措置が講じられているとは言い難い。
- (ハ) したがって、欠損金の繰越控除の制限（現行、繰越控除前の所得金額の80%相当額）を撤廃するとともに、繰越期間を少なくとも10年に延長することのほか、繰戻還付制度の凍結措置を解除し繰戻期間を少なくとも2年に延長することを要望する。なお、この場合、既存の繰越欠損金についても繰越期間延長の対象とするとともに、合併法人の欠損金を被合併法人にも繰り戻して還付できるようにすることのほか、償却・引当の範囲拡大は本措置とあわせて措置することとされたい。
- (ト) 近年、電子記録債権法の施行を受けて設立された電子債権記録機関を通じて、電子記録債権に係るサービスが提供されており、大企業から中小企業までの幅広い事業者による電子記録債権の手形的利用を促進することは、中小企業の資金繰りの円滑化にも資することになる。
- (フ) 手形交換所では、手形の支払確実性を高めるため、不渡処分制度が設けられており、これにより利用者は安心して手形を受け取ることができる。電子記録債権の手形的利用についても、不渡処分制度と同等の制度を導入することにより、電子記録債権の支払確実性も高められることになる。
- (リ) 現在、手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分が発生した場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入が認められている一方、電子記録

債権の手形的利用における不渡処分制度と同等の制度については明文化された規定がない。

- (ヌ) したがって、電子債権記録機関が取扱う電子記録債権について、手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分と同等の処分が発生した場合には、当該電子記録債権の税法上の取扱いが手形と比較して劣後することとならないよう、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を認めることとされたい。

(4) 外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行３年間）を延長すること。

- (イ) 外国税額控除制度は、わが国企業の海外展開を支え、国際的な二重課税を排除する制度として重要な役割を果たしている。
- (ロ) しかしながら、わが国金融機関において、過去に海外子会社の売却等に伴う売却益が発生したものの、現行の外国税額控除制度において繰越控除限度額（余裕額）や繰越控除対象外国法人税額（限度超過額）の対象期間が３年とされていること等の理由から、部分的に国際的な二重課税が発生したケースがあり、こうした問題はあらかじめ解決しておく必要がある。
- (ハ) したがって、外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行３年間）を少なくとも７年に延長されたい。

7 . 集団投資スキームおよび不動産に関する税制措置

集団投資スキームおよび不動産に関する税制について、次の措置を講じること。

(1) 投資信託、投資法人および特定目的会社が不動産を取得する場合の所有権移転登記の登録免許税の軽減税率の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。

- (イ) 投資信託、投資法人および特定目的会社が、平成25年3月末までに、特定資産のうち一定の要件を満たす倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合、その不動産の取得後1年以内に登記を受けるものに限り、所有権移転登記の登録免許税の税率を軽減する特例措置が講じられている。
- (ロ) 厳しい経済状況が継続している中、現下の資産デフレを解消し、日本経済の着実な成長を促すためには、不動産取引の活性化と土地の有効利用を促進し、地域再生・都市再生を図ることが必要である。
- (ハ) これらの課題の解決に向けて投資ビークルの果たす役割は大きく、不動産取得コストを引続き抑えることが有意義であることから、本特例措置の適用期限(平成25年3月末)を延長されたい。

(2) 投資信託、投資法人および特定目的会社が不動産を取得する場合の不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限(平成25年3月末)を延長すること。

- (イ) 投資信託、投資法人および特定目的会社が、平成25年3月末までに、特定資産のうち一定の要件を満たす不動産を取得した場合、不動産取得税の課税標準の算定について、不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられている。
- (ロ) 不動産取得税の軽減措置が廃止されれば、税負担増により運用利回りが悪化

し、投資家の不動産投資に対するインセンティブを大きく減退させる。当該措置の廃止が不動産市場全体に与える打撃は大きく、不動産取引の活性化を阻害する要因となる。不動産マーケットの牽引者である当該投資ビークルの投資ボリュームの拡大は、個人に至る投資家の投資意欲の高揚につながっている。

(ハ) また、地域再生・都市再生を図る上で、投資ビークルが果たす役割は大きく、不動産取得コストを引続き抑えることが有意義である。投資信託や資産流動化法上のSPC等による物件取得を促進し、不動産取引の活性化と土地の有効活用を図り、民間の資金・活力を引き出すことによって、日本の不動産投資市場の国際競争力の強化が期待できる。

(ニ) 不動産証券化商品に係る投資家の裾野を一層拡大し、投資ビークルへの資金流入を図り、不動産投資市場の国際競争力を強化するために、本特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長されたい。

(3) 土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。

(イ) 個人又は法人が、平成25年3月末までに土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記を行った場合の登録免許税については、その税率を軽減する特例措置が講じられている。

(ロ) 現下の厳しい経済状況を踏まえ、土地需要を喚起し、土地取引の活性化・有効利用の促進を図る観点から、不動産流通コストの軽減が必要である。

(ハ) また、不動産の証券化取引では信託が多く利用されており、土地の所有権の信託登記に係る軽減税率が廃止されれば、不動産証券化取引が大きく阻害されることから、本特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長されたい。

(4) 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る軽減税率の適用期限（平成 25 年 3 月末）を延長すること。

- (イ) 平成 25 年 3 月末までに、個人が、建築後使用されたことのない住宅用家屋または建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち一定のものを取得し、その者の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の保存登記等で、その取得後 1 年以内に登記を受けるものについては、登録免許税の税率が軽減されている。
- (ロ) 本特例措置を延長することにより、住宅市場の回復をより広範且つ確実なものとし、更なる住宅取得の促進を後押しすることが期待できる。また、住宅取得を促進することで住宅市場が回復し、ひいては内需拡大につながることも期待できる。
- (ハ) 国民の持ち家取得を促進することにより、豊かな国民生活の実現に資するとともに、わが国の景気回復の足どりを確実なものにするため、本特例措置の適用期限（平成 25 年 3 月末）を延長されたい。

(5) 不動産の譲渡に関する契約書等のうち、契約金額が 1,000 万円を超えるものについての印紙税の特例措置の適用期限（平成 25 年 3 月末）を延長すること。

- (イ) 不動産の譲渡に関する契約書および建設工事の請負に関する契約書のうち、記載金額が 1,000 万円を超えるものについては、印紙税の税率を軽減する特例措置が講じられている。
- (ロ) 本特例措置は、新築住宅の供給を通じて、住宅ストックの形成を図るための支援税制として中心的な役割を果たしてきた。また、景気低迷により、住宅取得が困難な状況の中、当該措置は住宅取得段階での負担軽減に大きく貢献してきた。
- (ハ) また、建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税率の軽減措置は、契約締

結を促進する1つの材料になっており、住宅やオフィスビル等の不動産取引の活性化を図るためにも、本特例措置の延長は不可欠である。

- (ニ) オフィスビル等の不動産取引においては、印紙税以外にも登録免許税や不動産取得税が課されており、不動産流通のこれ以上のコスト負担増を回避し、経済活動の停滞を防ぐため、本特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長されたい。

(6) 都市再生促進税制に係る特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。

- (イ) 都市再生特別措置法に基づき国土交通大臣に認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対しては、税制上の特例措置が講じられている。
- (ロ) 不動産業の経営状況は停滞しており、我が国の都市再生をめぐる環境は依然として厳しい状況にある。加えて、昨今の円高や欧州債務問題、さらには原油価格の高騰等の影響から、日本経済は引き続き厳しい状況が継続しており、不動産市況・不動産取引への影響も懸念される。
- (ハ) このような状況下においては、当該認定事業を対象とした税制上の特例措置を戦略的・重点的に講じ、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を引き続き促進することが必要であることから、本特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長されたい。

(7) 消費税率の引上げに伴う住宅に係る税負担が急増しない特例措置を導入すること。

- (イ) 住宅は消費者にとって最も高額な支出を伴う国民生活の基盤となる資産であり、住宅に係る消費税は、取得時において、不動産流通税と重複課税の状態にある。
- (ロ) したがって、消費税率が引き上げられた場合に、住宅に係る税負担が急増し、住宅取得ニーズが急速に減少しないよう、特段の措置を講じられたい。

平成 25 年度税制改正要望項目一覧

主要要望項目

1. 次世代の教育をサポートするための信託に係る贈与税の特例措置

祖父母等が孫等の教育資金を贈与する目的のために設定した信託について、贈与税の課税繰延など、所要の措置を講じること。

2. 特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に係る税制措置の拡充

特別障害者扶養信託について、対象となる受益者を一般障害者に拡充するなどの措置を講じること。また、新信託法や現行の信託税制と平仄を合わせる観点から、所要の税制措置を講じること。

3. 企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。

要望項目

1. 信託に関する税制措置

信託に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）制度について、所要の拡充措置を講じること。
- (2) 信託受益権が質的に分割された受益者等課税信託の課税関係を明確化する観点から、所要の税制上の措置を講じること。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。
- (3) 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
- (4) 受益者連続型信託の課税の特例の適用対象を見直すこと。例えば、家族の扶養のための給付や資産承継を目的とする一定の信託を対象から除外すること。
- (5) 受益者単独の信託については、いわゆる損失算入制限措置（租税特別措置法第 41 条の 4 の 2、同法第 67 条の 12）を適用しないこと。
- (6) セキュリティ・トラストによる金融の更なる円滑化のため、抵当権等の信託登記に係る登録免許税を軽減すること。

2. 公益信託等に関する税制措置

公益信託等に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 公益信託について、公益社団法人・公益財団法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。
- (2) 非営利型目的信託について、非営利型法人に比して劣後することのないよう、所要の税制上の措置を講じること。

3. 企業年金信託等に関する税制措置

企業年金信託等に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 確定給付企業年金における従業員拠出についての掛金所得控除制度を創設すること。
- (2) 確定拠出年金における従業員拠出の拡充および拠出限度額を引上げること。
- (3) 確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務に係る事業主掛金について、一層の弾力的な取扱いを可能とすること。
- (4) 確定給付企業年金制度（基金型）における予算に基づく特例掛金拠出を可能とすること。確定給付企業年金制度（規約型）においても同様の拠出を可能とすること。
- (5) 退職一時金制度から確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を可能とすること。
- (6) 確定給付企業年金および確定拠出年金における遺族給付（遺族年金、遺族一時金および死亡一時

金)に関し、厚生年金基金と同様に相続税を非課税とすること。

4. 財産形成信託に関する税制措置

勤労者財産形成促進制度に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 財産形成給付金および財産形成基金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
- (2) 財産形成住宅信託および財産形成年金信託の税制優遇措置の拡充等、財産形成制度について一層の税制上の措置を講じること。

5. 金融・資本市場の競争力強化および国際的な取引の推進のための税制措置

金融・資本市場の競争力強化を図るとともに、国際的な取引を推進するため、次の措置を講じること。

- (1) 金融所得課税の一体化を推進すること。具体的には、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、課税方式の均衡化を図るとともに、預金・合同運用信託等を含め損益通算を幅広く認めること。納税の仕組み等については、一体化の実施時期に応じて、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすること。
- (2) 少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版 ISA）について、措置期間の延長または恒久化を行うこと。また、個人投資家の利便性および金融機関の実務に配慮したより簡素な制度とすること。
- (3) マイナンバー制度については、金融機関の実務負担等に配慮した制度設計・導入スケジュールとすること。
- (4) 外国株式等を信託財産とする特定受益証券発行信託、いわゆる日本版預託証券（JDR）について、以下の措置を講じること。

外国源泉税額について、利子割と同様に、配当割についても受益者に対する収益の分配金に係る税額から控除できる調整措置を講じること。

受益者が外国で納付した源泉税額について、支払の取扱者が源泉徴収義務者となった場合においても、受益者に対する収益の分配に係る税額から控除することとし、納付した源泉税の額は当該信託の収益に係る分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する措置を講じること。

- (5) 非居住者等が受け取る振替制度を利用した社債の利子等に係る非課税措置を恒久化すること。
- (6) 社債的受益権の利益の分配に係る支払調書について、利子等の支払調書に準じた取扱いとすること。
- (7) 特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲を拡充し、受益権の分割・併合により取得する公社債投資信託以外の証券投資信託、特定受益証券発行信託の受益権等を対象に含めること。
- (8) 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等について、非課税措置の対象範囲を拡充すること。
- (9) 金融機関等が行うデリバティブ取引に係る付随契約（CSA：Credit Support Annex）に基づき授受する現金担保から生じる利息について、源泉徴収を免除すること。
- (10) わが国金融機関の国際競争力強化等のため、アジア諸国との間の租税条約の締結・改定を推進等すること。

6. 経済の活性化と課税の適正化のための税制措置

経済の活性化と課税の適正化を図るため、次の税制措置を講じること。

- (1) 住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化等を図ること。
- (2) 印紙税について、金融取引に悪影響を及ぼさないよう軽減・簡素化すること。
- (3) 貸倒れに係る税務上の償却・引当基準の見直しおよび欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の拡充を図るため、以下の税制措置を講じること。

貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大すること。

欠損金の繰越控除の制限を撤廃するとともに、繰越期間を延長すること。繰戻還付制度の凍結措置を解除し、繰戻期間を延長すること。

手形交換所における不渡処分制度の取引停止処分と同等の電子債権記録機関の処分が発生した場合には、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入を認めること。

- (4) 外国税額控除制度における繰越控除限度額および繰越控除対象外国法人税額の繰越期間（現行3年間）を延長すること。

7. 集団投資スキームおよび不動産に関する税制措置

集団投資スキームおよび不動産に関する税制について、次の措置を講じること。

- (1) 投資信託、投資法人および特定目的会社が不動産を取得する場合の所有権移転登記の登録免許税の軽減税率の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。
- (2) 投資信託、投資法人および特定目的会社が不動産を取得する場合の不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。
- (3) 土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税に係る軽減税率の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。
- (4) 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る軽減税率の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。
- (5) 不動産の譲渡に関する契約書等のうち、契約金額が1,000万円を超えるものについての印紙税の特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。
- (6) 都市再生促進税制に係る特例措置の適用期限（平成25年3月末）を延長すること。
- (7) 消費税率の引上げに伴う住宅に係る税負担が急増しない特例措置を導入すること。

